

舞鶴市環境美化里親制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が協働で環境美化活動を行うために、市民が道路等の公共施設（以下「道路等」という。）の里親となってボランティア活動を実施する環境美化里親制度を推進することを目的とする。

(届出)

第2条 道路等の里親になろうとする個人または団体（以下「市民等」という。）は、自ら道路等の活動区域を定め、市長に環境美化里親制度養子縁組届（様式第1号）を提出するものとする。

2 養子縁組を解消する場合は、環境美化里親制度養子縁組解消届（様式第2号）を提出するものとする。

(合意書の交換)

第3条 市長は、養子縁組届の提出があった場合はその内容を審査し、その内容が適切であると認められるときは、市民等と合意書（様式第3号）を取り交わすものとする。

(里親の役割)

第4条 里親が行う道路等の環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の散乱ごみの回収
- (2) ごみの散乱状況等の情報提供
- (3) その他環境美化に必要な活動

(市の役割)

第5条 市長は、里親の活動に対し次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要なゴミ袋の提供
- (2) ごみの回収
- (3) ボランティア保険の加入
- (4) その他活動に必要な事項

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

環境美化里親制度

(アダプト・プログラムまいづる)

実施要領

活動の条件

- あらかじめ、「舞鶴市環境美化里親制度実施要綱」に規定する養子縁組届を提出し、市と合意書を取り交わす。
(個人または団体どちらでも可。)
- 活動回数は、年6回以上(2ヶ月に1回程度)とし、各自の実施可能な頻度で実施する。

活動の内容

- 里親
 - ①活動区域内の散乱ごみの回収
 - ②ごみの散乱状況等の情報提供
 - ③その他環境美化に必要な活動
 - 回収したごみは、次の3種類に分別して袋に入れる。
 - ・オレンジ色の袋(草、木くず、紙類などの可燃ごみ)
 - ・緑色の袋(缶、びん、ペットボトル以外の不燃ごみ)
 - ・白色の袋(缶、びん、ペットボトル)
 - 活動は公共施設の構造に影響を与えない範囲で行うものとし、樹木の剪定やプランターの設置などは行わない。
 - その他の事項については、市と協議して決定する。
- 市
 - ①環境美化活動に必要なごみ袋の提供
 - ②ごみの回収
 - ③ボランティア保険の加入
 - ④その他活動に必要な事項
 - 里親の活動中の事故等に対処するため、ボランティア保険に加入する。

舞鶴市環境美化里親制度
養子縁組届

年 月 日

舞鶴市長

様

| | | | | |
|--------|----------------------------|------------|--|--|
| 里 親 | 氏名又は団体名 (団体の場合は責任者の氏名も) | | | |
| | 住所又は所在地 | 〒 - 舞鶴市 | | |
| | 連絡先(電話番号) | TEL () - | | |
| | | FAX () - | | |
| | | E-mail | | |
| | 活動開始日 | 年 月 日 | | |
| 活動回数 | <input type="checkbox"/> | ほとんど毎日 | | |
| | <input type="checkbox"/> | 1週間に____回 | | |
| | <input type="checkbox"/> | 1ヶ月に____回 | | |
| | <input type="checkbox"/> | 1年間に____回 | | |

| | | | |
|----------------|------------------------------|----|--|
| 活動する区域 (養子) | <input type="checkbox"/> 公園 | 名称 | |
| | <input type="checkbox"/> 道路 | | |
| | <input type="checkbox"/> その他 | | |
| | (活動する区域の略図) | | |

様式第2号

舞鶴市環境美化里親制度
養子縁組解消届

年 月 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

里親

氏名又は団体名 _____

| | | | |
|----------------|------------------------------|----|--|
| 活動する区域 (養子) | <input type="checkbox"/> 公園 | 名称 | |
| | <input type="checkbox"/> 道路 | | |
| | <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 活動完了 年 月 日 | 年 月 日 | | |

合 意 書

と舞鶴市は、舞鶴市環境美化里親制度
実施要綱第3条の規定に基づき、下記の事項について合意します。

記

1. 活動する区域（養子）

2. 里親の役割（活動内容）
 - (1) 活動区域内の散乱ごみの回収
 - (2) ごみの散乱状況等の情報提供
 - (3) その他環境美化に必要な活動

3. 市の役割
 - (1) 環境美化活動に必要なごみ袋の提供
 - (2) ごみの回収
 - (3) ボランティア保険の加入
 - (4) その他活動に必要な事項

年 月 日

住 所

氏 名

舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市長